

吹田市立南山田小学校PTA規約細則

第1章 役員、委員会及び部

- 第1条 PTA規約第14条第1項の規定に基づき、役員、委員会及び部の運営及び組織体系について、以下のとおり定める。
- 第2条 役員会において構成される役員を、本部役員と呼ぶ。
- 第3条 各学年は、役員会の定める方法を参考にしながら、行事委員、広報委員、文化委員、生活委員は、学年ごとに学級数分の人数を各々選出する。推薦委員は学年ごとに各2名選出する。
2. 各委員は、PTA活動に協力しなければならない。
- 第4条 行事委員会は、学校および地域の諸活動が円滑に遂行できるよう、活動とサポートを行う為に設ける。
2. 行事委員会の構成員は、学年ごとに学年の学級数分の人数を各々選出する。構成員うち、2名を委員長とする。
- 第5条 広報委員会は、PTA活動の意義及び諸活動について、会員の認識を深めるとともに、他の団体との情報交換に資する広報等の作成、配布を行うために設ける。
2. 広報委員会の構成員は、学年ごとに学年の学級数分の人数を各々選出する。構成員うち、2名を委員長とする。
- 第6条 文化委員会は、会員相互の親睦と、校内の整備と児童の福利厚生を図るために設ける。
2. 文化委員会の構成員は、学年ごとに学年の学級数分の人数を各々選出する。構成員うち、2名を委員長とする。
 3. 文化委員会は、吹田市が推進する「家庭教育学級」について委託を受け、活動を行う。
 4. 文化委員会内に「家庭教育学級班」を設ける。また、その班員は8名までとし、その班員のうちから1名の班長を互選する。
 5. 家庭教育学級班員に立候補できる会員は、選出時点において、委員選出対象児童が在籍している会員とする。また、班員の選出については、家庭教育学級班と本部役員の活動にておこなう。
- 第7条 生活委員会は、児童の健全な育成を図り、地域の環境整備などを行うために設ける。
2. 生活委員会の構成員は、学年ごとに学年の学級数分の人数を各々選出する。構成員うち、2名を委員長とする。
- 第8条 推薦委員会は、役員候補者を総会にて推薦するために設ける。
2. 推薦委員会の構成員は、学年ごとに各2名選出する。構成員のうち、2名を委員長とする。
- 第9条 教職員部は、本会の会員である教職員によって構成され、PTA活動のなかで両輪の一端を担うものである。
2. 教職員部は、各1名の書記、会計、会計監査及び教職員部長を互選する。なお、教職員部長は、書記、会計、会計監査を兼ねることができる。

第2章 役員等候補者の選出

第10条 PTA規約第10条第4項に基づき、役員等候補者の選出について、以下のとおり定める。

第11条 推薦委員会は、次の者をもって組織し活動する。

- (1) 推薦委員。
- (2) 教頭・役員は助言者として参画する。

第12条 推薦活動はPTA規約第26条1項にあたり、第27条で記載された個人情報を利用することができる。

2. 各委員選出時に得られた委員歴を踏まえて推薦活動を行う。
3. 個人情報を使用した推薦活動はPTA室のみで行い、持ち出しを禁止する。

第13条 会員は、推薦委員会で定めた期日までに、役員被推薦者となるために立候補することができる。また、この意志は形式を問わず、推薦委員長に対してすることができる。

第14条 推薦委員長は推薦委員会により推薦された役員候補者を、総会の1週間前までに全会員に通知しなければならない。この場合、事前に被候補者の同意を得ておかななければならない。

第15条 (削除)

第16条 役員候補者の追加推薦については、総会において、書面をもって推薦委員会に対してすることができる。但し、推薦者は被推薦者の同意を事前に得た上、20名以上の連署した推薦状を、推薦委員長に提出しなければならない。

第17条 役員選挙においては、本部役員が選挙管理者となる。

第18条 PTA規約第12条第1項に規定する2名の会計監査役については、教職員部より1名、前年度運営委員会委員のうちから1名を選出する。なお、前年度運営委員会委員からの選出については、運営委員会内にて互選を行う。

第3章 委員及び委員長の選出

第19条 PTA規約第22条に基づき、各委員会及び部における委員及び部員の選出方法について、以下のとおり定める。

第20条 委員の選出人数については、行事、文化、広報、生活委員は、学年ごとに、委員選出時学級数分(見込み)の人数を選出する。推薦委員は学年ごとに各2名選出する。

2. 会員は、在学児童1人につき、6年間に最低1回委員をする。

第21条 委員の免除について、以下に該当する会員は、選出年度において委員免除対象者とする。

- (1) 南山田小学校のPTA役員経験者、及び平成26年度までの会計監査役経験者、及び選出年度において南山田小学校のPTA役員に決まっている会員。
- (2) 選出年度において南山田幼稚園、及び山田中学校PTA本部役員に決まっている会員。
- (3) 選出年度において家庭教育学級班員に決まっている会員。
- (4) 選出年度において、上の学年で委員に決まっている会員。
- (5) 4月1日時点で3歳未満の子どもを持つ保護者

- (6) 会計監査役の委員歴対象年度が選出年度に該当する会員。なお、委員歴対象年度については、就任年より5年間の未就学の児童についての履歴を残すことが出来る。
- (7) 該当児童で過去に委員歴がある会員。但し、2巡目の委員選出においては免除対象外とする。
- (8) 学校が免除と認めた会員。

第22条 各委員会における委員長の選出については、委員選出時に委員長立候補者を募り、先行選出する。立候補者が定員数未満で未決定の場合は、委員長選出にて各委員会より委員長を選出する。

2. 行事委員会、文化委員会、広報委員会、生活委員会、推薦委員会においては、各委員会より委員長を2名ずつ選出する。
3. 教職員部においては、部内互選にて、部長1名を選出する。
4. 委員長歴、平成26年度までの家庭教育学級代表又は平成27年度家庭教育学級部長歴及び市P広報委員歴のある会員は、永年委員長・班長免除、ならびに二巡目委員選出永年免除とする。

第23条 委員選出の手順について、以下のとおり定める。

- (1) 委員選出対象者の中から委員長立候補者を募り選出する。但し、委員長の立候補は委員をしていない上の子の学年での立候補とする。
委員長立候補が定員(2名)未満で未決定の場合は、委員選出後別途開催される委員長選出にて、各委員会の構成員のうちから委員長を互選する。
- (2) 委員長先行選出にて決定した委員長の人数を引いた残りの定員を、学年ごとに選出する。
- (3) 委員選出対象者の中から各委員の立候補者を募り抽選で選出する。但し、上の子で委員をしていない会員は、立候補不可とする。
- (4) 立候補が委員定数より複数あった委員は、その中から抽選で選出を行う。
- (5) 立候補が委員定数に満たない委員の立候補者はその委員に決定し、足りない数を委員未決定の委員選出対象者の中から抽選で選出を行う。
- (6) 兄弟姉妹が在学の場合において、上の子で委員をしていない会員は、上の子が優先となる。また、その場合、下の子での委員立候補は不可となる。
- (7) 2年生から6年生の各委員決定後、委員未経験者の委員選出対象者の中から、補欠を抽選で選出を行う。
- (8) 補欠については、2年生から6年生より20名を選出する。また、補欠の立候補はできない。
- (9) 6年生は委員未経験者全員を補欠とする。
- (10) (9)の人数が20名未満の場合、残りの人数を2年生から5年生のうち委員未決定の第二希望者から選出を行い、更に20名に満たない場合は、委員未経験者より残りの補欠人数を抽選にて選出する。その際の選出優先順位は5年生、4年生、3年生、2年生とする。
- (11) 委員に欠員が出た場合、補欠から委員に繰り上げる。なお、優先順位は、補欠選出時に抽選にて選出された順とする。
- (12) 補欠は委員歴を付与しない。但し、年度途中で委員に繰り上がった場合は委員歴を付与するものとする。また、欠員による繰上げについては、各委員会で検討を行い、可決後本部役員の了承により決定する。

第24条 二巡目委員選出について、第二希望選出決定後、さらに選出対象者がその学年の委員定数に満たない場合、児童1人につき2回目の委員選出を行うこととする。

2. 二巡目委員選出の方法については、以下のとおり定める。

(1) 1回目と第二希望での委員選出において、決定者数が委員定数に満たない場合は、委員歴の無い会員と合わせ、委員定数となるよう、二巡目委員候補者を委員免除対象者、ならびに委員長経験者以外の会員から抽選で選出を行う。

3. 二巡目委員に選出された会員は、選出年度のみ委員長免除となる。

第25条 本部役員は、6学年時において委員経験のない会員に対するPTA活動への参加要請をおこなう。

第26条 委員及び委員長選出により問題が発生した場合は、すべて本部役員の判断に一任する。

第27条 (削除)

(附則)

役員選出細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって廃止する。

委員選出細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって廃止する。

このPTA規約細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって施行する。

このPTA規約細則は、平成27年3月11日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成28年1月9日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成28年9月10日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成29年1月14日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成29年7月8日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成30年2月10日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年1月11日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年4月4日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年12月21日、臨時総会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和3年3月6日、運営委員会決議をもって改正する。